

ご注意!

偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、偽造印鑑等による 不正な預金払出し等

通帳・印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードや本人であることを示す各種資料(運転免許証・パスポート等)についても、別々にかつ厳重に保管して下さい。

キャッシュカードの暗証番号は他人に知られないようにして下さい。また、他人に知られ易い暗証番号(生年月日、電話番号等)はすみやかに変更されることをお勧めします。銀行員や警察官が銀行店舗外や電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。預金の引出しの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意下さい。

ATMコーナーにおいて暗証番号を盗み見るためと思われる隠しカメラが設置される事件が発生していますので、ご注意下さい。ATMコーナーにおいて不審な機器等を見かけた場合には、ATM設置金融機関、または警察署にご連絡下さい。

預金の引出し、入金の際の現金を狙ったすりやひったくり等には十分ご注意下さい。スキミング(注)等によりキャッシュカードが偽造され、預金が払い出されるといった被害が発生しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードを入れた財布等を長時間手元から離すことのないようご注意下さい。

(注) スキミングとは、他人のカードの磁気記録を不正に読み出してコピーを作成することです。スキマーと呼ばれるカード情報の読み取り装置によりカード情報が盗み取られます。

キャッシュカードの暗証番号は他のサービスの暗証番号として使うことは避けましょう。キャッシュカードを偽造して他のサービスの暗証番号を盗み取り、預金が引き出された事件が発生しました。

万一、通帳・印鑑・キャッシュカードのいずれか一つでも紛失・盗難された場合や何か不審に思われる場合は、直ちにお取引銀行および警察署にご連絡下さい。例えば、通帳のみを紛失された場合であっても、印影から印鑑が偽造されるおそれがあります。

また、空き巣や車上盗難の被害に遭ったときは、スキミング等が行われている可能性もありますので、キャッシュカードが盗まれていなくても、念のためお取引銀行および警察署にご連絡下さい。

カード・通帳・印鑑をなくされたときの銀行の連絡先は[こちら](#)をご覧ください(全国銀行協会サイトへのリンク)。